

議案第189号

さいたま市衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年11月26日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例

さいたま市衛生関係事務手数料条例（平成13年さいたま市条例第312号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務の種類	手数料の額	事務の種類	手数料の額
1～34 [略]		1～34 [略]	
35 医薬品医療機器等法第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の申請に対する審査	1件につき <u>3</u> 5,700円	35 医薬品医療機器等法第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の申請に対する審査	1件につき <u>2</u> 9,000円
36 [略]		36 [略]	
37 医薬品医療機器等法第40条の5第1項の規定による再生医療等製品の販売業の許可の申請に対する審査	1件につき 3 5,700円		
38 医薬品医療機器等法第40条の5第4項の規定による再生医療等製品の販売業の許可の更新の申請に対する審査	1件につき 1 4,100円		
<u>39</u> [略]		<u>37</u> [略]	
<u>40</u> [略]		<u>38</u> [略]	
<u>41</u> [略]		<u>39</u> [略]	

4 2	[略]
4 3	[略]
4 4	[略]
4 5	医薬品医療機器等法 施行令第45条第1項の 規定による医薬品の販売 業の許可証、高度管理医 療機器等の販売業若しく は貸与業の許可証又は再 生医療等製品の販売業の 許可証の書換え交付
4 6	医薬品医療機器等法 施行令第46条第1項の 規定による医薬品の販売 業の許可証、高度管理医 療機器等の販売業若しく は貸与業の許可証又は再 生医療等製品の販売業の 許可証の再交付
4 7	[略]
4 8	[略]
4 9	[略]
5 0	[略]
5 1	[略]
5 2	[略]
5 3	[略]
5 4	[略]
5 5	[略]
5 6	[略]
5 7	[略]

4 0	[略]
4 1	[略]
4 2	[略]
4 3	医薬品医療機器等法 施行令第45条第1項の 規定による医薬品の販売 業の許可証又は高度管理 医療機器等の販売業若し くは貸与業の許可証の書 換え交付
4 4	医薬品医療機器等法 施行令第46条第1項の 規定による医薬品の販売 業の許可証又は高度管理 医療機器等の販売業若し くは貸与業の許可証の再 交付
4 5	[略]
4 6	[略]
4 7	[略]
4 8	[略]
4 9	[略]
5 0	[略]
5 1	[略]
5 2	[略]
5 3	[略]
5 4	[略]
5 5	[略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のさいたま市衛生関係事務手数料条例別表第35項の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。